

【林野庁木材産業課】「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組について

標記につきまして、国土交通省よりご連絡がありましたのでお知らせいたします。

「不正改造車を排除する運動」について、国土交通省より別添のとおり通知がありました。

不正改造車については、これまでも本運動を中心に、その排除に努めてきたところです。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

本運動については、平成5年度から毎年行われているものであり、毎年度、指導徹底等を行っていただいているところですが、令和4年度においても、引き続き、関係省庁等の協力のもと、諸活動を一層強力に取り組むこととされておりますので、貴団体傘下会員企業に対しお知らせいただき、指導徹底等いただきますようよろしくお願いいたします。

別添

https://www.zennichiren.com/keijiban/pdf/220517_app.pdf